

令和6年度 後期高齢者健康診査のお知らせ

後期高齢者医療制度に加入されている方を対象に、糖尿病などの生活習慣病の早期発見や重症化の予防のため、健康診査を実施します。

「健康診査受診券」が届いた方は、必ず受診しましょう。



対象者

※長期入院、施設入所などの方および令和6年10月以降に後期高齢者医療制度に加入の方は、対象外です。

1 申し込みをしなくても受診券が届く方

- 令和5年10月1日から令和6年9月30日までの新規加入者（75歳になった方など）
※令和6年10月1日以降に後期高齢者医療制度に加入予定の方は、**加入前の健康保険の特定健診を受診してください。**国民健康保険の場合は、受診券の有効期限を確認して、期限内に受診してください。
- 昭和20年4月生まれの方から昭和23年9月生まれの方
- 令和5年度に後期高齢者健康診査受診券で健診を受診した方
※徳島県後期高齢者医療広域連合が受診を確認できた方に限ります。
- 生活習慣病と診断されていない方
※生活習慣病とは、生活習慣が発症原因に深く関わっていると考えられる病気で、糖尿病、高血圧性疾患、脂質異常症、虚血性心疾患、その他心疾患、くも膜下出血、脳内出血、脳梗塞、脳動脈硬化、その他脳血管疾患、動脈硬化などがあります。

2 申し込みにより受診券が届く方

上記①②③④以外の方で、受診を希望する方

【申込期間】 6月中旬から12月6日(金)まで

【申込先】 国保年金課（本館1階） ※備え付けの健康診査申込書で申し込みください。

【受診券送付時期】 7月上旬から12月13日(金)まで（加入時期や申込時期に応じて送付）

【受診費用】 無料

【受診費用】 「健康診査受診券」を受け取られたときから令和6年12月末まで

【健診項目】 身体計測、血圧測定、血液検査（貧血検査含む）、尿検査、心電図検査、眼底検査
※市町村国保の特定健診と同じ項目です。
※眼底検査は、医師の判断により検査が必要な方のみ実施します。
※がん検診は、健康推進課へ問い合わせください。

【予約】 受診する医療機関に事前予約が必要

【持参するもの】 健康診査受診券・後期高齢者の質問票（受診券に同封しています）・被保険者証

●問い合わせ 徳島県後期高齢者医療広域連合事務局事業課 ☎088-677-3666
（〒771-0135 徳島市川内町平石若松78番地1）
国保年金課 ☎22-2213 FAX22-2243

徳島県後期高齢者医療制度 保険料のお知らせ

保険料を算出するための保険料率は2年ごとに見直すこととなり、この度、令和6年度および令和7年度の保険料率は次のとおりです。

また、制度の見直しや政令・条例改正により、保険料の上限額などについても見直しが行われています。

なお、所得の低い方および被用者保険（国保・国保組合以外の健康保険）の被扶養者であった方は軽減制度があります。被保険者の皆さんに納めていただく保険料は、公費や現役世代の支援金とともに大切な財源となり、後期高齢者医療に要する費用に充てることとなっています。

所得割額 被保険者の所得に応じて負担 基礎控除(43万円)後の総所得金額 など①×所得割率(10.55%)※ ※①が58万円以下の方については、令和6年度の所得割率は9.85%となります。	+	均等割額 被保険者が等しく負担 56,311円	=	保険料 100円未満切り捨て上限額80万円※ ※経過措置として、以下の方については、令和6年度の上限額は73万円となります。 ・昭和24年3月31日以前に生まれた方 ・令和7年3月31日以前に障害認定により被保険者となった方
---	---	---	---	---

保険料の軽減（令和6年度）

均等割額の軽減	世帯主と世帯の被保険者全員の総所得金額などを合計した額が、次に示す軽減判定基準以下の場合は、均等割が軽減されます。
軽減判定基準	軽減割合
43万円+「10万円×(年金・給与所得者の数-1)」以下	7割
43万円+「29万5千円×世帯の被保険者数」+「10万円×(年金・給与所得者の数-1)」以下	5割
43万円+「54万5千円×世帯の被保険者数」+「10万円×(年金・給与所得者の数-1)」以下	2割
<ul style="list-style-type: none"> 軽減判定は、当該年度の4月1日（年度途中に徳島県で被保険者の資格取得した方は資格取得日）時点の世帯状況により行います。 軽減判定において世帯の総所得金額などの合計額を計算する際、昭和34年1月1日以前に生まれた方については、年金所得から15万円を控除します。 表中の〰（波線）部分は、年金・給与所得者の数が2人以上の場合に計算します。 「年金・給与所得者」とは、世帯主および世帯の被保険者のうち、次のいずれかに該当する方のことです。 <ol style="list-style-type: none"> 給与収入額（専従者給与を含まず）が55万円を超える方 昭和34年1月2日以後に生まれた方で、公的年金収入額が60万円を超える方 昭和34年1月1日以前に生まれた方で、公的年金収入額が125万円を超える方 	
被保険者の被扶養者であった場合の軽減	後期高齢者医療制度加入の前日まで被用者保険（国保・国保組合以外の健康保険）の被扶養者であった方は、所得割額の負担がなく、後期高齢者医療制度の被保険者になってから2年の間、均等割額が5割軽減されます。ただし、上記の7割軽減に該当する場合は、7割軽減が適用されます。

被用者保険の被扶養者であった被保険者に対する被保険者均等割軽減 （後期高齢者医療制度の被保険者になってから2年の間）	軽減割合 5割
---	-------------------

【保険料の納め方】 年間保険料額は毎年8月に決定し、お知らせします。納付方法は、「特別徴収」と「普通徴収」の2通りで、納付先は国保年金課（本館1階）です。

<p>●特別徴収（年金からの天引き） 公的年金の受給額が年額18万円以上で、介護保険料と後期高齢者医療保険料の合計額が、1回当たりに受け取る年金額の2分の1以下の方が対象です。なお、4月から8月分については、年間保険料額決定前のため、仮の保険料額で特別徴収を行います。</p> <p>●普通徴収（納付書または口座振替による納付） 特別徴収の対象とならない方については、納付書または口座振替による納付となります。 ※新たに被保険者となった方や、市町村をまたいで転出・転入した方については、一定期間普通徴収となります。</p>	<p>【特別徴収】の徴収例</p> <table border="1"> <tr> <th colspan="3">仮徴収</th> <th colspan="3">本徴収</th> </tr> <tr> <td>4月</td> <td>6月</td> <td>8月</td> <td>10月</td> <td>12月</td> <td>2月</td> </tr> <tr> <td colspan="3">前年の所得が確定するまでの間、前年度の保険料額を基に仮算定された保険料額を徴収します。</td> <td colspan="3">前年の所得確定後の8月に年間保険料額を決定し、その年間保険料額から仮徴収額を差し引いた額を3期に分けて徴収します。</td> </tr> </table>	仮徴収			本徴収			4月	6月	8月	10月	12月	2月	前年の所得が確定するまでの間、前年度の保険料額を基に仮算定された保険料額を徴収します。			前年の所得確定後の8月に年間保険料額を決定し、その年間保険料額から仮徴収額を差し引いた額を3期に分けて徴収します。		
仮徴収			本徴収																
4月	6月	8月	10月	12月	2月														
前年の所得が確定するまでの間、前年度の保険料額を基に仮算定された保険料額を徴収します。			前年の所得確定後の8月に年間保険料額を決定し、その年間保険料額から仮徴収額を差し引いた額を3期に分けて徴収します。																

●問い合わせ 徳島県後期高齢者医療広域連合事務局事業課 ☎088-677-3666
（〒771-0135 徳島市川内町平石若松78番地1）
国保年金課 ☎22-2213 FAX22-2243

「児童虐待かも?」と思ったら、迷わず児童相談所全国共通ダイヤル「189」へ連絡を!